

大坂阿彌陀寺の隠居等譽上人は、吉祥寺の子小姓吉三郎なりとの傳説は、淨瑠璃などの作言に據つていひ出せるもの也と。又續漸得雜記にも、法船寺存譽上人は、駒込吉祥寺にて八百屋お七が浮名を立て、淨土門に入り出家すとあるも、また淨瑠璃・狂言に據つて云ひ出したる俗言より起りたる附會の説なる事いぢるし。といへり。但し今世に至つても、吉三郎後出家し、法船寺の住職と成りたりとの俗言を實事と思ふ人あるを以て、冗長の談といへども爰に記載す。

○法船寺猫塚

境内卯塔場に古墳あり。世人猫塚と呼べり。従前は古き石碑ありしかど、後破壊して、今は小さき石地蔵あるのみ。昔當寺に於て怪鼠を捕へたる猫の古墳なりといひ傳へたり。今其の由縁より起りけん、近邊は勿論遠方よりも死猫を持來り、此の塚の邊りに埋むる事と成れり。彼の怪鼠を捕へたる年月日等石碑に記載ありしかど、碑石破壊し再興なきゆゑにや、詳かならず。但し享保の頃なりといひ傳へたり。

○怪鼠之傳説

ば、佛殿の天井に二疋とも飛び上り、かけ廻る事かまびすし。すはや今こそ彼鼠をば捕ふるならんと、寺の下男兩人棒を携へ、はしごを懸けて聲を發し、助力の勢ひをなしけるに、二疋の猫はますく勢に乗じ働きめぐるに、案の如く大きき猫よりも大なる程の老鼠を狩り出し、うへに成り下になり喰ひけるが、最早老鼠の勢力盡きたりけん、天井よりまろび落ちぬるを、人々寄合ひ、なんなく打殺したり。二疋の猫は、天井の破損より下をにらみながら、立すくみて死し居たり。老鼠と喰ひ、毒氣に當りけるにや。義に死する事憐むべし。故に上人厚く回向せられ埋葬せしと、彼寺の近邊なる吉田屋庄左衛門なる者毎度語れり。とあり。此の事今も人口に膾炙し、當寺中には彼の怪鼠の裔種なりけん、今に至り老鼠多く居て、種々害をなす事多しといへり。按ずるに、怪鼠の事は、堀麥水の三州奇談に、越中國磯波郡五社村の墓地に住みける怪鼠、其の丈一尺八寸、近邊の飼猫共を嚙殺したる一奇談を載せたり。是法船寺に居たる怪鼠と同種類なるべし。又彼の猫を教諭せられし法船寺存譽上人は、享保年間の住職といふといへども、

續漸得雜記に云ふ。享保の頃にや、金澤法船寺存譽上人住職の頃、寺中鼠あれて、經卷佛具其の外諸器物まで喰あらしぬ。或日上人手飼の猫に對して曰く、それ禽獸は心なしといへども、能く我が言を聞きわけよ。猫は鼠を捕ふるをもて常に飼ひ置きぬ。今其職を顧みざるは何の益ぞと咎められ、猫は唯黙々として去りぬ。其夜上人の枕上に立ちていへらく、今日の御教諭身にしみて、申譯する言葉なし。去りながら、今此寺中に住める老鼠は、更に尋常の類ひにあらず。中々我等が力に及ばず。又彼を捕ふべきもの府下にあらず。唯能州鹿嶋郡何某が家に飼ひ置ける猫のみ、其の器に當らんか。是を連れ來て共に助力し、彼の老鼠を捕ふべしと云ひ畢りて夢覺めぬ。然るに其の夜より飼へる處の猫見えず。一兩日を経て、見馴れぬ猫をともし歸り來れり。其夜上人又夢むらく、此間の猫を誘ひ來りたり。何とぞもてなし給へ。明後日は必ず例の老鼠をば捕ふべし。其節は隨衛の人を出して、我等が微力を助けしめ給へと告げ去りぬ。上人は、再往の告に奇異の思ひをなし、頓て魚類を求め出し、二疋の猫にあたへぬ。さて其日に成りしか

今當寺歴代中に存譽といふはなし。享保中の住職は、九世正譽上人十世教譽上人十一世愍譽上人といへり。存譽上人とあるもの、恐らくは右三代中の一人なるを、後人過聞せしにや。

○井出正水寓所

法船寺傳説に云ふ。昔書家井出正水、藩侯の召に依りて金澤へ下向滞在中は、當寺中に必ず寓居す。故にその筆跡のもの多く傳來せりと。右筆跡中試筆の一行物あり。落款に元祿十三庚辰元旦書とあり。されば當寺に寓居せしは、元祿の頃なりし事知られけり。當寺山門なる佛海山の額は、佐々木志津磨の筆跡にて、そのかみ志津磨も當寺に因みありといへり。按ずるに、正水・志津磨の兩人は、本藩の扶持人にて、共に參議中將綱紀卿に奉仕せり。寛文十一年の土帳に、如左載せたり。

二拾人扶持 書物役 佐々木志津磨 五十三歳  
 二拾人扶持 同 井出 松翠 二十八歳  
 右井出松翠は、則ち正水が事也。同年七月の由緒帳に、二拾人扶持歳廿八井出松翠、寛文十年十一月朔日被召出。父